



2019年11月7日

各 位

会社名 株式会社エスライン
代表者名 代表取締役社長 山口 嘉彦
(コード番号：9078 東証・名証第一部)
問合せ先 取締役副社長 村瀬 博三
(TEL 058-245-3131)

株式給付信託 (J-ESOP) の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の子会社である株式会社エスラインギフ（以下「エスラインギフ」といいます。）が、「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下、「本制度」といい、本制度に関して当社がみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を導入することにつき決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 導入の背景

当社グループでは、従業員の当社グループへの帰属意識の醸成や、株価及び業績向上に対する従業員の意欲や士気を一層高めることを目的として、当社グループの中核子会社であるエスラインギフの従業員に当社株式を給付する本制度を導入することといたしました。

2. 本制度の概要

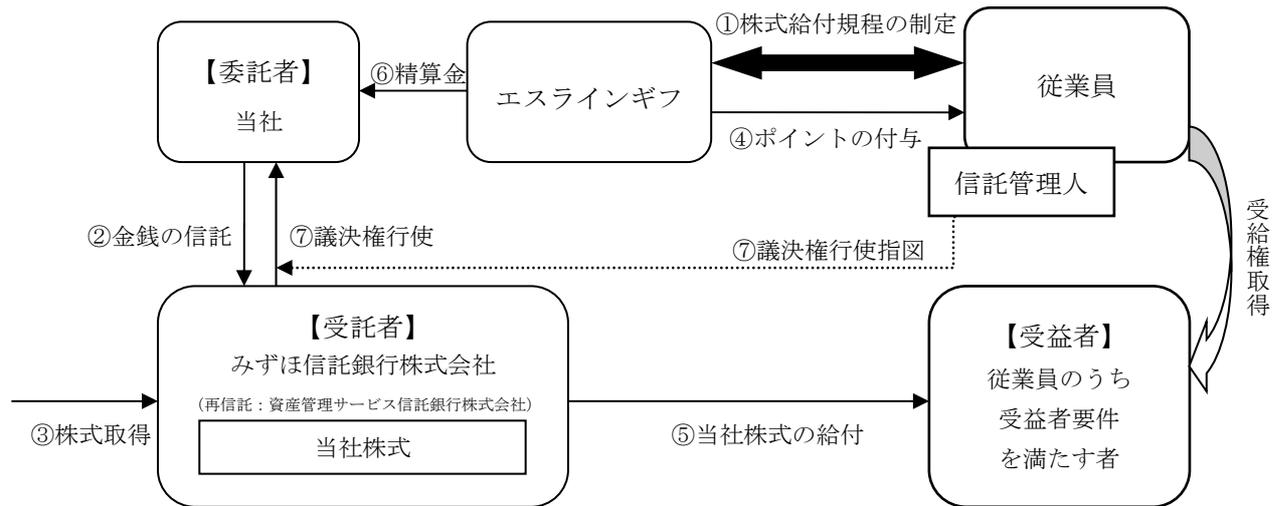
本制度は、あらかじめエスラインギフが定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たしたエスラインギフの従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

エスラインギフは、株式給付規程に基づき従業員に対してポイントを付与し、従業員のうち受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して当該付与ポイントに相当する当社株式を従業員に給付します。なお、エスラインギフの従業員に対し給付する当社株式については、あらかじめ当社が信託設定した金銭により、みずほ信託銀行株式会社が将来分も含め取得し、信託財産として分別管理します。

本制度は、当社株価がエスラインギフの従業員の処遇に反映される制度であるため、本制度の導入により、エスラインギフの従業員の当社株価及び当社グループの業績向上に対する関心が高まることから、エスラインギフの従業員が当社グループの中核子会社であるという意識のもとこれまで以上に意欲的に業務に取り組むことが期待されます。

なお、本制度における信託の設定時期、金額等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。

<本制度の仕組み>



- ① エスラインギフは、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づきエスラインギフの従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式を引き受ける方法により取得します。
- ④ エスラインギフは、「株式給付規程」に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、エスラインギフの従業員のうち「株式給付規程」に定める受益者に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。
- ⑥ エスラインギフは、当社に対して、エスラインギフの従業員が当社株式の給付を受けた後、その精算金を支払います。
- ⑦ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。

以上